許可番号　第 02551032701 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

氏　　名　　有限会社久米産業
代表取締役 有本英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の４第１項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事　三日月大造

許可の年　月　日　令和 6 年 10 月 25 日

許可の有効年月日　令和 11 年 10 月 20 日

1．事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
特別管理産業廃棄物の種類
燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ベンゼン、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ダイオキシン類を含むものに限る。）／鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ダイオキシン類を含むものに限る。）／感染性産業廃棄物／廃石綿等／廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ＰＣＢ廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）に定める無害化処理に係る特例の対象となるものをいう。）に限る。）／ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ＰＣＢ廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）に定める無害化処理に係る特例の対象となるものをいう。）に限る。）
（以上 11項目）

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3．許可の条件

「なし」

4．許可の更新又は変更の状況

平成 26 年 10 月 21 日　新規許可
令和 元 年 10 月 21 日　更新許可
令和 6 年 10 月 21 日　更新許可

5．積替え許可の有無　無
市名　－　許可番号　－

6．規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　有